

秋田市食の自立支援事業運営要綱

平成12年 3月28日

市長 決 裁

(目的)

第1条 秋田市食の自立支援事業は、食事の調理が困難な高齢者および身体障がい者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、安否の確認を行うとともに、健康の維持・増進という観点からアセスメントを行い、高齢者および身体障がい者の健康で自立した生活を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、秋田市とする。ただし、利用者（第6条第3項の規定により配食サービス（第4条の規定による配食をいう。以下同じ。）の利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。）の決定を除くこの事業の一部を「民間事業者による在宅配食サービスのガイドライン」（平成8年5月13日老振第46号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省老人保健福祉局長通知）を遵守する社会福祉法人等へ委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、秋田市に住居を定め、現に居住するおおむね65歳以上の高齢者又は身体障がい者であって、高齢による身体の衰え、心身の障がい、傷病等の理由により食事の調理をすることが困難であり、かつ、その属する世帯が次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 単身の世帯であること。

(2) 高齢者のみの世帯（昼間において高齢者のみとなる世帯を含む。）

およびこれに準する世帯であること。

(3) 身体障がい者のみの世帯（昼間において身体障がい者のみとなる世帯を含む。）およびこれに準する世帯であること。

2 この事業における身体障がい者の利用に当たっては、その障がいの程度が身体障害者手帳においておおむね2級以上と認定されているものと

する。

(事業内容)

第4条 この事業は、利用者の居宅に昼食又は夕食を配食するとともに、当該利用者の安否の確認を行うものとする。

2 配食の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。

3 配食の回数は、利用者1人につき1日1食とし、1週間当たり3回までとする。

4 配食の時間は、昼食にあつてはおおむね11時00分から12時30分まで、夕食にあつてはおおむね16時00分から17時30分までの間とする。

(利用申請)

第5条 配食サービスの申請は、在宅サービス利用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請（以下「申請」という。）は、配食サービスを受けようとする者（以下「希望者」という。）が、高齢者である場合にあつては秋田市内の地域包括支援センター又は在宅介護支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）、身体障がい者である場合にあつては指定相談支援事業所を経由して行うことができるものとする。この場合において、地域包括支援センター等又は指定相談支援事業所に申請書が提出されたときは、申請があつたものとみなす。

(利用の決定等)

第6条 地域包括支援センター等および指定相談支援事業者は、申請があつた場合（前条第2項後段の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）は、その申請に係る希望者および希望者の属する世帯の状況等の調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査（以下「調査」という。）に当たっては、配食サービスについて、提供を委託する法人（以下「実施施設」という。）、配食する曜日（以下「利用曜日」という。）、配食の回数（以下「利用回数」という。）等についての調整を併せて行い、調査後は、申請書（前条

第1項の規定により申請書が市長に提出された場合を除く。) その他申請に必要な書類を添付した在宅サービス専用台帳を市長に提出するものとする。

3 市長は、調査の内容を審査し、配食サービスの利用の要否を決定するものとする。

4 前項の決定は、申請があった日（前条第2項後段の規定により申請があったものとみなされる場合にあつては、地域包括支援センター等又は指定相談支援事業所に申請書が提出された日）から2週間以内に行うものとする。

（利用の変更）

第7条 市長は、利用曜日、利用回数等の変更が必要と認められたときは、配食サービスの内容の変更をすることができる。

2 利用者は、利用曜日、利用回数等の変更が必要なときは、第4条に定めるこの事業の範囲内において、実施施設の同意を得て、配食サービスの内容の変更をすることができる。

3 利用者は、利用曜日、利用回数等を変更しようとするときは、関係地域包括支援センター等（その申請に関わった地域包括支援センター等および指定相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は実施施設に申し込むものとする。

4 前項の申込みを受けた関係地域包括支援センター等および実施施設は、速やかにその申込みの内容を相互に通知するものとする。

5 前2項の規定により配食サービスの変更の申込み又はその通知を受けた関係地域包括支援センター等は、その変更内容を「食の自立支援事業」実施施設等変更報告書（様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

（アセスメント）

第8条 地域包括支援センター等は、要介護認定又は要支援認定を受けていない利用者についておおむね6か月に一度当該利用者の居宅を訪問して、当該利用者の心身の状況、家族環境の変化等を調査し、市長に対して報告しなければならない。

(利用の廃止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、配食サービスを廃止することとする。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 利用者が配食サービスの廃止を申し出たとき。

(3) 利用者が入院、疾病などにより継続して3か月以上配食サービスの利用がないとき。

(4) 利用者が市外へ転出したとき。

(5) 利用者が死亡したとき。

2 利用者は、配食サービスを廃止しようとするときは、関係地域包括支援センター等又は実施施設に、速やかに申し出るものとする。

3 前項の申出を受けた関係地域包括支援センター等および実施施設は、速やかに当該申出の内容を相互に通知するものとする。

4 前2項の規定による申出又は通知を受けた関係地域包括支援センター等は、その内容を在宅サービス専用台帳により、市長に届け出るものとする。

5 関係地域包括支援センター等は、利用者が第1項各号（同項第2号を除く。）のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに、在宅サービス専用台帳により、その旨を市長に届け出るものとする。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく秋田市の住民基本台帳の記録により利用者が第1項第4号又は第5号の規定に該当する者となったことが判明したときは、地域包括支援センター等の報告がない場合であっても、職権によりその者の利用台帳を廃止することができる。

(通知)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について決定をしたときは、当該各号に定める書類により、利用者、関係地域包括支援センター等および実施施設に対して通知するものとする。ただし、市長が通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 配食サービスの利用の決定 食の自立支援事業利用決定通知書（様

式第 2 号および様式第 3 号)

(2) 配食サービスの利用の却下 食の自立支援事業利用審査結果通知書
(様式第 4 号および様式第 5 号)

(3) 配食サービスの利用の廃止 食の自立支援事業利用廃止通知書 (様式第 6 号および様式第 7 号)

(利用者負担金等)

第11条 実施施設は、1食当たりの配食サービスの価格の設定および変更について、あらかじめ市長に対し報告しなければならない。

(報告)

第12条 実施施設は、この事業の実施状況を、この事業を実施した月の献立表その他必要な書類を添付した食の自立支援事業実績報告書 (様式第 8 号)、食の自立支援事業利用回数調書 (様式第 9 号) および食の自立支援事業利用者個人別活動実績簿 (様式第 10 号) を市長に提出して、毎月報告するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、この事業の実施状況等に関し、必要があると認めるときは、実施施設に対し報告を求め、又は実施施設に立ち入って調査することができるものとする。

(遵守事項等)

第14条 実施施設およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守し、この事業の適正な実施に努めるものとする。

(1) この事業の実施により知り得た利用者および利用者が属する世帯に関する秘密を他に漏らしてはならない。実施施設又はその従事者でなくなった後も同様とする。

(2) 食品の衛生管理については、秋田市保健所の指導に基づく十分な配慮をするとともに、食中毒が発生することのないようにすること。

(3) この事業に係る書類および帳票類を適正に管理するとともに、この事業に係る経理については、他の事業に係る経理と明確に区分して行うこと。

(4) 配食サービスに係る実施施設の職員に対し、定期的に高齢者および

身体障がい者の心身の特性ならびに配食サービスに関する知識、技術、作業手順等について適切な研修を行うこと。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秋田市高齢者配食サービス事業運営要綱の規定により、この事業の利用もしくは利用の変更又は利用の廃止の決定を受けた者は、改正後の秋田市高齢者配食サービス事業運営要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定により決定を受けたものとみなす。

3 改正後の要綱第10条第4号に規定する献立表の提出は、平成13年12月分の報告から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秋田市配食サービス事業運営要綱の規定により、この事業の利用もしくは利用の変更又は利用の廃止の決定を受けた者は、改正後の秋田市食の自立支援事業運営要綱の規定により決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の秋田市食の自立支援事業運営要綱の規定により、この事業の利用もしくは利用の変更又は利用の廃止の決定を受けた者は、改正後の秋田市食の自立支援事業運営要綱の規定により決定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

- 2 河辺町および雄和町の編入の日前に旧河辺町および旧雄和町によりなされた給食サービス又は配食サービスの利用決定は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。